

新型コロナウイルス感染症に対する法人としての対応(本部通達、呼びかけ、朝礼での訓話など)

日時	法人
令和2年	
5月7日	当法人、職員食堂において、配膳時の手袋使用を開始。感染対策の一環として。 通所サービスの利用自粛案内配布の検討。 城北・三津浜・北条地域、あるいは法人内で感染者が発生した時の通所サービスの休止。 法人内での感染者受け入れは老健通所リハスペースを隔離病棟として運営。 移動理美容を感染対策の上、実施。 面会制限の緩和は緊急事態宣言の解除後、14日以上感染者の発表がない場合に検討。 緊急事態宣言による地域飲食店及び職員家族経営の飲食店に対し、当該飲食店を法人で応援する。
5月13日	国、愛媛県による支援制度を職員へ案内。
5月14日	県内医療機関における院内感染を受けて、法人内職員への改めての注意喚起。
5月15日	県内医療機関での事例を受け、通所系サービスの利用自粛のお願い文書の発出を、週明けを目途に実施。
5月18日	通所サービスの利用自粛についてのおお願い文書配布。 面会制限期間中のビデオ通話開始。
5月21日	通所リハビリの職員が朝食時味覚異常を感じたとの訴えあり。通所リハビリを一時休止とし、スタッフは自宅待機とした。保健所と連絡の上、5/25にPCR予定となった。 通所リハビリ職員における5月25日(月)のPCR検査結果に対するの対応を検討。
5月22日	次亜塩素酸水、生成装置設置。
5月25日	5/21に味覚異常を訴えた職員、PCR検査を受け、陰性と判明。5/26より通所リハ再開とした。
5月26日	通所リハビリ、再開。
5月28日	デいの自粛のお願いを検討。
6月1日	新型コロナウイルス感染症に対する「縮小期に向けた移行期間」の法人対応を伝達。 〈患者・家族〉 ガラス越し、ビデオ通話での面会の継続。 通所サービスの利用自粛が可能であるご家族の場合、ご利用を控えていただく。 〈事業所〉 新規入院、入所の受け入れ制限の継続。 城北・三津浜・北条地域に感染者の報告があった場合、その感染者の居住地域が送迎範囲の通所系事業所は休止。 〈業者〉 納品場所等を指定。出入り制限の継続。 訪問系業者の利用中止の継続。 〈職員〉 37.5度以上かつ咳症状、呼吸困難、倦怠感等の症状がある場合、上司へ報告の上、出勤の差し換えの継続。 濃厚接触者の疑いがある職員は2週間の自宅待機、経過観察の継続。 職員及び同居家族の県外移動の自粛継続。県外へ出た場合の2週間自宅待機、経過観察の継続。 県外からの帰還者を自宅で受け入れた職員の2週間自宅待機、経過観察の継続。 同居家族が濃厚接触者、又はその疑いがあると判断される場合においても、職員は上司に連絡の上、2週間の自宅待機、経過観察の継続。 職場でもマスク着用、2メートル以上離れて会話の継続。 職場での大声の自粛、世間話の自粛の継続。 昼食時の場所、時間差調整の継続。 他事業所での食事禁止の継続。 事業所間往來の最少化の継続。 プライベートでのマスク着用、三密回避の継続。パチンコ・麻雀・カラオケ・スポーツジム等の利用の自粛。 出勤前、出勤時の検温実施、記録の継続。 公共交通機関の利用回避の継続。 繁華街以外での少人数の会食は、三密に注意して利用可。
6月18日	6/19からの、新型コロナウイルス感染症に対する「感染縮小期」の法人対応を伝達。 1週間に1回15分程度の面会を可とする。近親者2人までによる予約制。 通所系サービスの利用自粛の解除。 特養及びグループホームにおける、入所者受入の新規受入解除。2週間以上にわたって健康状態の把握ができていない場合において。

	<p>感染・3密対策に注意し、訪問理美容、パン屋、訪問販売車の利用再開。 職員及び同居家族は、感染多発地域への移動を自粛。感染多発地域へ出た場合、期間後2週間の自宅待機、経過観察。 感染多発地域からの帰還者を自宅で受け入れた職員は、2週間の自宅待機、経過観察。 包括支援センター職員に限り、病院での昼食を可とする。 感染対策、3密回避対策を実施している店舗に限り、利用可。 繁華街を含む少人数での会食を可とするが、それぞれの事業所職員での、まとまった会食は自粛。</p>
6月23日	<p>6/18付通達内容の一部修正。 「感染多発地域」を、「感染発地域」と訂正。 感染発地域に該当するご家族の面会に関し、ガラス越し、ビデオ通話による面会の実施。 ショート、デイ、小規模、ヘルパー、訪看利用者は、以降のいずれかの場合において利用自粛。 (発熱かつ咳症状、濃厚接触者の疑い、感染発地域から帰還、自宅に感染発地域からの帰還者を受け入れた場合。) 特養及びグループホームにおける、入所者受入の新規受入は、10日間以上にわたって健康状態の把握ができていない場合において解除。 職員及び同居家族に関する自宅待機、経過観察を10日とする。</p>
7月13日	<p>愛媛県における、感染発地域の解釈を伝達。 東予…今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町 中予…松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町 南予…宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町</p>
7月27日	<p>県内での新規感染者発表に伴う、法人の対応を伝達。 施設立ち入りによる面会は基本的に禁止。 職員及び同居家族の感染発地域への移動は、感染発発表後、10日間自粛する。 医療・介護に携わる者としての、責任を持った行動を要望。</p>
7月28日	<p>面会制限再開。 移動理美容、パン屋や訪問販売車の利用中止。 公共交通機関の利用回避。 繁華街での会食の自粛。観光客の多い場所への訪問自粛。</p>
8月6日	<p>法人による3密行動の定義づけ、感染高リスク地域に対する注意喚起。</p>
8月14日	<p>法人内職員の新型コロナウイルス感染症疑い時の対応を伝達。</p>
9月5日	<p>9/7より、法人対応を「感染縮小期」に戻し、面会や業者訪問、公共交通機関の利用、繁華街での会食の制限を緩和。 愛媛県において、新規感染者報告が出ていないため。</p>
9月30日	<p>10/1より、法人対応を変更。 職員及び同居家族、利用者の、自宅待機、経過観察期間を14日間とする。</p>
10月20日	<p>修学旅行や出張など、日頃同居している家族等が感染発地域に出た場合の取扱いを伝達。 下記1～7事項全てを14日間確実に実施できる場合に限り、一定制限のもと、同居を認めたくうえで就業可とする。 1 感染発地域からの帰還者と2メートル以内で接触しない。 2 感染発地域からの帰還者と寝食を同室にて共にしない。 3 感染発地域からの帰還者と他の同居家族全員(5歳以下を除く)が、基本的に常時マスクを着用。 4 感染発地域からの帰還者と同居時は、最低でも1時間に1回以上こまめに手洗いし、手指消毒を徹底する。 5 感染発地域からの帰還者と同居時は、日中最低でも1時間に1回以上換気をする。 6 感染発地域からの帰還者と同居時は、取っ手・ノブ等の共用部分を毎日2回以上消毒する。 7 感染発地域からの帰還者と入浴・トイレを分ける例: 帰還者の入浴は最後に利用してもらい、消毒を徹底すること。トイレは1階と2階等で分ける、又は使用後の消毒を徹底すること。</p>
10月30日	<p>「感染発地域」の名称及び基準の変更と、マスク未着用時の注意事項について伝達。 10/30付で、「感染発地域」を「感染警戒地域」と名称変更。基準は、直近1週間で都道府県別10万人当たりの感染者数とし、その数が0.3人以上の都道府県を指す。 マスク未着用時の感染リスク増を注意喚起。</p>
11月17日	<p>新型コロナウイルス感染拡大における注意喚起を伝達。 感染警戒地域対象都道府県の急増に伴い。 感染リスクが高まる「5つの場面」(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)を周知させた。 当法人でのこれまでの対応を4段階にレベル分けし、状況による対応を改めてまとめた。</p>

11月24日	当法人のレベル毎の対応を更新。
11月25日	当法人のレベル毎の対応を更新。
12月2日	<p>当院における発熱外来の運用を伝達。</p> <p>電話予約必須、平日13～15時、受け入れは1日4人、専用外来を設置。</p> <p>対象は、当院をかかりつけにしている方、法人グループ利用者、職員、かかりつけ医療機関が無い職員家族。</p>
12月7日	当院における、発熱外来電話問診の運用を伝達。
12月8日	当法人のレベル毎の対応を更新。
12月14日	<p>新型コロナウイルス感染症に対する法人としての対応について伝達。</p> <p>年末年始に向け、全国的に感染者大幅増。これを受け、他県の移動や忘新年会など家族以外との会食は厳に慎む。</p> <p>法人内サービス利用者による感染が確認された場合、指定医療機関への入院が即日できない場合がある。そのため、対応する職員に危険手当を支給する。</p>
12月15日	当法人のレベル毎の対応を更新。
令和3年	
1月21日	新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起。愛媛県内でも感染拡大が収束しないため。
1月27日	法人内へ向けて、新型コロナウイルスに対するワクチン接種の要望を伝達。
2月2日	<p>新型コロナウイルス感染者発生時における、指定医療機関入院までの数日間の対応について伝達。</p> <p>対応をマニュアル化。</p>
2月4日	<p>法人内での、新型コロナウイルス感染者発生 の報告。</p> <p>当該職員は1/21に濃厚接触者とされ、検査の結果陰性。14日間の自宅待機、経過観察を実施。</p> <p>2/3、保健所の指示によるPCR検査により、陽性が確認された。</p> <p>当該職員と接触した利用者、及び職員はなし。</p> <p>当該職員も無症状のため、保健所の指導により自宅待機、経過観察を継続となった。</p> <p>ホームページにもこの旨を掲載。</p>
2月15日	<p>新型コロナウイルス感染者発生 の続報。</p> <p>14日間の自宅待機、経過観察後、職場復帰。</p>
2月19日	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種に当たり、職員への事前調査を実施。</p> <p>アナフィラキシーショックの既往、薬物・食物アレルギーの有無、接種に当たっての質問事項を集計。</p> <p>アナフィラキシーや、アナフィラキシーショックの基礎知識を、準備資料によって周知させた。</p>
3月2日	<p>新型コロナウイルス感染症に対する当法人の対応レベルを、制限緩和へ変更。</p> <p>愛媛県における「特別警戒期間」が終了し、3/2から「感染警戒期」に移行することとなったため。</p>
3月5日	<p>2/19実施の事前調査の法人内公表。</p> <p>ワクチンの有効性、副反応及びワクチンの基礎知識を、準備資料によって周知させた。</p>
3月9日	当法人のレベル毎の対応を更新。
3月24日	当法人のレベル毎の対応を更新。
3月26日	当法人のレベル毎の対応を更新。